

2025年 4月 17日

ご契約者 各位

株式会社テレ・マーカー
北海道札幌市北区北七条西4丁目1-2
KDX 札幌ビル 7F
TEL 0120-153-326

(受付時間 9:00 ~ 18:00 土日祝・年末年始を除く)

「Bizでん安心でんきサポート」利用規約の変更に関するお知らせ (供給元：株式会社テレ・マーカーのお客様)

拝啓 平素よりBizでんをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社は2025年5月1日付にて「Bizでん安心でんきサポート」の利用規約を改定し、その内容の一部を変更いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。対象となるお客さまにおかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。今後とも変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 主な変更内容

➤ 第3条 (用語の定義)

【変更前】

(1)「需要場所」とは、電気の契約の単位であり、原則として、1つの建物（例えば、一戸建住宅やマンションの1戸などをいいます）に対して1つの契約を結びます。

【変更後】

(1)「需要場所」とは、電気の契約の単位であり、原則として、1つの建物（例えば、一戸建住宅やマンションの1戸などをいいます）に対して1つの契約を結びます。ただし、1つの建物に対し複数の契約がある場合、需要場所とは、対象の電気需給契約に紐づく電気設備に限るものとします（例：電灯契約および動力契約が存在し、電灯契約のみの電気需給契約がある場合、動力契約に基づく電気設備はサービス対象外となる）。

➤ 第6条 (本サービスの内容) 1項

【変更前】

- 目視および測定器等による点検
- 停電発生原因の調査
- 応急処置（異常のない電気設備への送電等）
- 電気工事店紹介

【変更後】

- (1) 電話等を使用しての設備状況確認（需要者への復旧方法説明含む）
- (2) 目視および測定器等による点検
- (3) 停電等発生原因の調査
- (4) 応急処置（異常のない電気設備への送電等）
- (5) 電気工事店紹介
- (6) 電気安全に資するアドバイス（経年設備の更新や防災を目的とした設備案内等）

※第 1 号および第 6 号のサービスについては供給場所が栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）の場合にのみ限る

➤ 第 6 条（本サービスの内容） 2 項

【新設】

当社は、前項第 1 号のサービスについて以下の場合を除いて、実施いたします。

- (1) 動力設備および集合住宅等の共用設備に起因する電気トラブルの場合
- (2) 異臭、火花が散る、感電等災害発生に繋がる場合
- (3) 受け答えがスムーズにできないなど会員とのコミュニケーションが難しい場合 なお、本サービスについては会員の承諾を得た上でのご提供となり、会員の安全等が確保できないと判断される場合、会員からの求めがあったとしても、前項第 2 号から第 6 号の出張サービスにてご対応いたします。

➤ 第 8 条（サービスの中断または中止） 2 項

【変更前】

第 6 条 2 項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

【変更後】

当社および東京電力 P G ならびに委託事業者は、故意または重過失がない限り、本サービスの中断、中止、遅滞、変更、本サービスの提供による会員の建物・設備・電気機器の損傷（機能障害を含みます。）等、一切の行為に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。また、当社および東京電力 P G ならびに委託事業者の故意または重過失による場合の損害賠償の範囲は、通常の事情から生じた直接の損害に限定されるものとし、当社および東京電力 P G ならびに委託事業者は、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の責任を負わないものとします。

➤ 第 8 条（サービスの中断または中止） 3 項

【変更前】

当社および東京電力 P G または委託会社は、故意または重大な過失がない限り、作業に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

【変更後】

削除 ※第 8 条 2 項に整理

2. 実施日

2025 年 5 月 1 日

以上